

委員会の公開について

1 情報公開条例による会議の公開

三田市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき、市長等が設置する附属機関等が行う会議については、原則公開となります。

三田市福祉共生部の公の施設に係る指定候補者選定委員会についても、市長の附属機関に位置づけられるため、会議を公開することが義務づけられます。

ただし、公開することにより適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合や、情報公開条例第7条各号に定める非公開情報※が含まれる事項を審議する会議の場合は、委員会の決定により非公開とすることができます。

(情報公開条例第7条第6号)

実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 会議録の公開

会議録についても情報公開条例に基づき、個人情報等公開が適当でない部分を除いて、原則公開となります。

また、会議録の作成にあたって発言者名を記載することが基本とされています。ただし、「会議の適正な運営に著しい支障が生ずる」と当該附属機関等が判断した場合は、発言者名を記載しなくてもよいことになっています。